

追加議案一覧表

(令和 8 年 6 月 湖西市議会定例会)

議案番号	件名
議案第 60 号	令和 8 年度湖西市立岡崎中学校校舎増築他工事（建築工事）の契約締結について
議案第 61 号	湖西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第 62 号	湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第 63 号	湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第 64 号	議員派遣について

議案第 60 号

令和 8 年度湖西市立岡崎中学校校舎増築他工事（建築工事）の契約締結について

下記のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年湖西市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 12 日提出

湖西市長 田 内 浩 之

記

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和 8 年度湖西市立岡崎中学校校舎増築他工事（建築工事） |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 533,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 中村組・鈴和特定建設工事共同企業体 |

代表構成員	湖西市吉美 3270 番地の 5 301 株式会社中村組 湖西営業所 所長 土屋 崇
その他構成員	湖西市古見 1297 番地 鈴和建設有限会社 代表取締役 鈴木 淳公

議案第 61 号

湖西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する
条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

湖西市議会議長 馬場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 柴田 一雄

(議案第 61 号別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

湖西市議会議員の定数を定める条例（平成 14 年湖西市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

本則中「18 人」を「16 人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会議員の定数を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される湖西市議会議員の一般選挙から適用し、当該選挙の期日までにその期日を告示される湖西市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

議案第 62 号

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

湖西市議会議長 馬場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 柴田 一雄

(議案第 62 号別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会委員会条例の一部を改正する条例

湖西市議会委員会条例（昭和 46 年湖西市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総務経済委員会」を「総務産業委員会」に、「6 人」を「8 人」に、「市民安全部」を「環境部」に改め、「産業部の所管に属する事項」の次に「、都市整備部の所管に属する事項」を加え、同項第 2 号中「福祉教育委員会」を「教育安全委員会」に、「6 人」を「8 人」に改め、「こども未来部の所管に属する事項」の次に「、市民安全部の所管に属する事項」を加え、「及び市立湖西病院」を「、市立湖西病院の所管に属する事項及び消防本部」に改め、同項第 3 号を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会委員会条例第 2 条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙による改選後の湖西市議会の任期が始まる日以後の常任委員会の名称、委員の定数及び所管について適用し、同日前の常任委員会の名称、委員の定数及び所管については、なお従前の例による。

議案第 63 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

湖西市議会議長 馬場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 柴田 一雄

(議案第 63 号別紙)

湖西市条例第 号

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 40 年湖西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「410,000 円」を「470,000 円」に、「375,000 円」を「425,000 円」に、「350,000 円」を「400,000 円」に、「345,000 円」を「395,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 1 条の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙による改選後の湖西市議会議員の任期が始まる日以後の議員報酬について適用し、同日前の議員報酬については、なお従前の例による。

議案第 64 号

議員派遣について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び湖西市議会会議規則（昭和 46 年湖西市議会規則第 1 号）第 161 条の規定により、別紙のとおり議員を派遣する。

令和 8 年 6 月 12 日提出

湖西市議会議長 馬場 衛 様

湖西市議会議会運営委員会委員長 柴田 一雄

(議案第 64 号別紙)

1 令和 8 年度静岡州市町議会議員の研修会に派遣

- (1) 派遣目的 静岡州市議会議長会において、学識経験者の経験や研究成果に基づいた講演を通じて、各市町が抱える共通した課題の解決への糸口を見出す研修会が毎年開催されている。
本市議会はこの研修会に参加し、住民全体の福祉向上と地域社会の活力発展を目指し、その実現のため積極的に努力する。
- (2) 派遣場所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
- (3) 派遣期間 令和 8 年 7 月 27 日
- (4) 派遣議員 相曽桃子、山本晃子、寺田 悟、山口裕教、柴田一雄、加藤治司、滝本幸夫、三上 元、福永桂子、菅沼 淳、土屋和幸、楠 浩幸、佐原佳美、竹内祐子、荻野利明、馬場 衛、神谷里枝、二橋益良